

発議第 3 号

2026 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

令和 8 年 6 月 5 日

提 出 者

八雲町議会議員 赤 井 睦 美

賛 成 者

八雲町議会議員 関 口 正 博

八雲町議会議員 寺 田 広 樹

八雲町議会議長 大久保 建一 様

2026年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものである。

道内で働く者の暮らしは、近年の賃上げをもってしても実質賃金がマイナスとなっている現状では、物価上昇の影響により生活向上が改善したと感じる人は少数であると考えられる。また、2025年10月に引き上げた65円で、道内の全労働者216.5万人の内、57万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況である。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、自身の労働条件決定にほとんど関与することができない。

政府は2020年代に全国平均1,500円を目指すこととしており、中小・零細事業者への支援を同時に進め、引き上げに向けた環境整備が必要である。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動および北海道経済にも悪影響を与えかねない。

については、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、2026年度の北海道最低賃金の改正にあたって、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を押し進めること。また、中小零細企業に対する充実した具体的支援を徹底し、安定した経営を可能とする実効性ある対策を前提として国に対し要請すること。
- 2 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」（いずれも令和7年6月13日閣議決定）で示されている、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に基づいた審議を行い、地域間格差についても是正を図ること。
- 3 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金の引き上げ審議を行うこと。
- 4 設定する最低賃金は、2.で参考とした指標の時間額と同等水準とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月5日

北海道二海郡八雲町議会議長 大久保 建一

【提出先】

北海道労働局長

北海道地方最低賃金審議会長